破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１１号
北海道中川郡幕別町札内共栄町175番地の44
債務者　沖田　　健
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
福島県会津若松市橋本１丁目１番３号、前住所福島県大沼郡三島町大字桑原字下中平1410番地
債務者　古川　　浩
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート４棟３階１号
債務者　桧山　卓也
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６３号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート４棟３階１号
債務者　桧山　茉由
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９４号
茨城県笠間市鯉淵6240番地16　レジデンス鯉淵205
債務者　尾又　英子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１９７号
茨城県水戸市若宮１丁目７番２棟303号　県営若宮アパート
債務者　皆川志津子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１０号
茨城県水戸市柳河町309－１　グリーンビューハイム103号、住民票上の住所茨城県水戸市愛宕町５番20号
債務者　薄井　　翼
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１１号
茨城県水戸市吉沢町729番地の１　シャーメゾン吉沢103号
債務者　照山　麻衣（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２２１号
茨城県常陸太田市松平町1168番地の２　松平団地２－13号
債務者　赤井真由美
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２２３号
茨城県常陸太田市和田町480番地の７
債務者　神長　早苗
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６５８号
京都市伏見区横大路鍬ノ本10番地　アゼリア104
債務者　岡田　正康
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８７号
京都府城陽市枇杷庄鹿背田４番地の10
債務者　大野　茂朗
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
岡山県津山市横山38番地３
債務者　藤本　雅之
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第６０号
岡山県津山市横山38番地３、前住所岡山県津山市下田邑1456番地の５
債務者　藤本　好美
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１５９号
香川県高松市前田西町375番地
債務者　野口由紀子（旧姓香西）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６１号
香川県高松市国分寺町新居188番地１　プロスペリティＤ201
債務者　吉田　弘司
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６８号
香川県東かがわ市川東708番地１
債務者　堤　　忠男
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係